

大口町告示第22号

大口町国民健康保険医療費等一部負担金減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町国民健康保険医療費等一部負担金減免取扱要綱の一部を改正する要綱

大口町国民健康保険医療費等一部負担金減免取扱要綱（平成17年大口町告示第59号）の一部を次のように改正する。

様式第6及び様式第8中

- 「(1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に愛知県国民健康保険審査会に対し審査請求をすることができます。
- (2) 上記（1）の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として（町長が被告の代表者となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (3) この処分の取消しの訴えは、上記（1）の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ① 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき
- ② 処分、処分の執行又は、手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき」を
- 「1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、こ

の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。)、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。